

資料の情報と積文

一五・農地改革

展示資料・自作農創設特別措置法を定める

請求番号…類 03018100

デジタルアーカイブ URL : <https://www.digital.archives.go.jp/img/1711316>

積文の凡例については、[こちら](#)をご覧ください。

【積文】

農甲第三九号 起案 昭和二十一年十月十一日 閣議決定 昭和二十一年十月十一日 裁可 昭和二十一年十月十一日 施行 昭和二十一年十月二十一日公布

内閣事務官 (印)

内閣総理大臣 (印) 内閣書記官長 (印)

内閣副書記官長 (印)

外務大臣 (印)

農林大臣 (花押) 幣原国務大臣 (花押)

内務大臣 (花押) 司法大臣 (花押) 商工大臣 (花押) 斎藤国務大臣 (花押)

大蔵大臣 (花押) 文部大臣 (花押) 運輸大臣 (花押) 植原国務大臣 (花押)

厚生大臣 (花押) 通信大臣 (花押) 金森国務大臣 (花押)

膳国務大臣 (印)

別紙両院の議決を経た自作農創設

特別措置法案を審査するに、右は貴族院

議長上奏のとほり裁可を奏請せられて

よいものと認める。

上諭案

朕は、帝国議会の協賛を経た自作農

創設特別措置法を裁可し、ここにこれを

公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十月十九日

内閣総理大臣

内務大臣

大蔵大臣
司法大臣
農林大臣

法律第四十三号

(上奏のとほり。)

自作農創設特別措置法案

右衆議院ノ議決を経タル政府提出案本院ニ於
テ可決セリ依テ御執奏相成度議院法第三十一
条ニ依リ此段申進候也

昭和二十一年十月十一日

貴族院議長公爵徳川家正(印)

内閣総理大臣 吉田 茂殿

貴族院ハ両院ノ議ヲ経タル

自作農創設特別措置法案

ノ裁可ヲ奏請ス

昭和二十一年十月十一日

貴族院議長公爵徳川家正(印)

自作農創設特別措置法

第一条 この法律は、耕作者の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受させるため自作農を急速且つ広汎に創設し、以て農業者生産力の発展と農村における民主的傾向の促進を図ることを目的とする。

第二条 この法律において農地とは、耕作の目的に供される土地をいふ。

この法律において自作地とは、耕作の業務を営む者が所有権に基きその業務の目的に供してゐる農地をいひ、小作地とは、耕作の業務を営む者が賃借権、使用賃借による権利、永小作権、地上権又は質権に基きその業務の目的に供してゐる農地をいふ。

前項の規定の適用については、耕作の業務を営む者の同居の戸主若しくは家族又は耕作

の業務を営む者の戸主若しくは家族で命令で定める特別の事由に因りその者と同居しなくなつたものが有する同項に掲げる権利は、これをその耕作の業務を営む者の有するものとみなす。

この法律において、自作農とは自作地に就き耕作の業務を営む個人をいひ、小作農とは、小作地に就き耕作の業務を営む個人をいふ。

(後略)